

令和4年第3回砂川市議会臨時会

令和4年5月19日（木曜日）第1号

○議事日程

- 開会宣告
- 開議宣告
- 日程第 1 会議録署名議員指名
議事日程報告
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 2号 財産の取得について
- 日程第 4 議案第 1号 令和4年度砂川市一般会計補正予算
閉会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員指名
沢田 広志議員
多比良和伸議員
議事日程報告
- 日程第 2 会期の決定
自 5月19日
至 5月19日 1日間
- 日程第 3 議案第 2号 財産の取得について
- 日程第 4 議案第 1号 令和4年度砂川市一般会計補正予算

○出席議員（11名）

議長	水島美喜子君	副議長	増山裕司君
議員	中道博武君	議員	多比良和伸君
	佐々木政幸君		武田真君
	飯澤明彦君		増井浩一君
	北谷文夫君		沢田広志君
	小黒弘君		

○欠席議員（1名）

辻 勲 君

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	善 岡 雅 文
砂川市教育委員会教育長	高 橋 豊
砂 川 市 監 査 委 員	栗 井 久 司
砂川市選挙管理委員会委員長	信 太 英 樹
砂川市農業委員会会長	関 尾 一 史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	湯 浅 克 己
病 院 事 業 管 理 者	平 林 高 之
総 務 部 長	井 上 守
兼 会 計 管 理 者	
総 務 部 審 議 監	安 原 雄 二
市 民 部 長	河 原 希 之
保 健 福 祉 部 長	安 田 貢 久
経 済 部 長	中 村 一 久
経 済 部 審 議 監	東 正 人
建 設 部 長	近 藤 恭 史
病 院 事 務 局 長	朝 日 紀 博
病 院 事 務 局 次 長	山 田 基 彦
病 院 事 務 局 審 議 監	洪 谷 和 彦
総 務 課 長	板 垣 喬 博
政 策 調 整 課 長	玉 川 晴 久

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 次 長	峯 田 和 興
指 導 参 事	小 林 晃 彦
教 育 委 員 会 技 監	徳 永 敏 宏

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 長	山 形 讓
-------------	-------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	井 上 守
-----------------------	-------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 村 一 久
-------------------	---------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 長	為 国 修 一
---------	---------

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長 水島美喜子君 おはようございます。ただいまから令和4年第3回砂川市議会臨時会を開会します。

◎開議宣告

○議長 水島美喜子君 本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の届出のあった方を事務局長に報告させます。

○議会事務局長 為国修一君 本日の会議に欠席の届出のありました議員は、辻勲議員であります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 水島美喜子君 日程第1、会議録署名議員指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、沢田広志議員及び多比良和伸議員を指名いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第2 会期の決定

○議長 水島美喜子君 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今臨時会の会期は、5月19日の1日間にしたいと思います。ご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は1日間と決定いたしました。

◎日程第3 議案第2号 財産の取得について

○議長 水島美喜子君 日程第3、議案第2号 財産の取得についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 井上 守君 (登壇) 議案第2号 財産の取得についてご説明申し上げます。

提案の理由であります。令和5年度の中学校統合に伴い、スクールバスを運行するため、中型バス3台を取得することについて議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、予定価格2,000万円以上の財産の取得に該当することから、議会の議決を求めるものである。

1、財産の種類は、中型バス3台であります。2、設置場所は砂川市内、3、契約価格は4,906万6,921円、4、契約の相手方は岩見沢市大和2条9丁目2番2号、北海道日野自動車株式会社岩見沢支店支店長、尾崎仁氏であります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 以上で提案説明を終わります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第2号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第1号 令和4年度砂川市一般会計補正予算

○議長 水島美喜子君 日程第4、議案第1号 令和4年度砂川市一般会計補正予算を議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 井上 守君 (登壇) 議案第1号 令和4年度砂川市一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、第1号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,944万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ132億944万7,000円とするものであります。

第2条は、継続費であります。4ページ、第2表、継続費に記載のとおり、10款教育費、1項教育総務費、事業名、義務教育学校建設基本設計・実施設計委託、3億3,452万1,000円について令和4年度から6年度までの3か年の継続事業として総額及び年割額を定めるものであります。

それでは、歳出からご説明いたしますが、説明欄の頭に付してある一つ丸は継続事業であり、二重丸は今年度の臨時事業、アンダーラインを付してあるのは本補正による臨時事業であります。

10ページをお開きいただきたいと存じます。8款土木費、1項1目土木総務費で一つ丸、土木事務に要する経費99万円の補正は、弁護士委託料であり、市が施工した雨水排水工事に係る関わる請負代金等請求に関する訴訟が請負業者及び市に対し3月29日付で札幌地方裁判所に提訴されたことから、市の顧問弁護士を訴訟代理人として委任するものであります。本件につきましては、令和2年3月23日、原告が所有する事務所下に埋設されていた市が管理する雨水排水管周辺の土砂が流出し、地面が陥没する事故が発生したことに対し、市に損害の賠償費用及び請負業者には復旧工事を市から請け負った業者が自らできない部分の工事を原告が請け負ったとした工事費の支払いを求めるとするもので、5月24日午後1時10分に第1回口頭弁論が行われる予定であります。

次に、12ページ、10款教育費、1項3目教育学校建設事業費で二重丸、義務教育学校建設事業費3,845万7,000円の補正は、義務教育学校の建設に当たり砂川市義務教育学校基本構想を策定したことから、具体的に建設事業を進めるものであり、令和6年度からの建設工事着手に向け、建設形態を検討するための調査を含む基本設計、実施設計の委託を行うものであります。また、設計業務は、事業期間短縮のため、基本設計、実施設計を一括発注し、令和4年度から6年度までの継続事業とし、委託事業者の選定に当たっては公募型プロポーザル方式により、外部委員を含めた選定委員会を開催し、選定するものであります。

以上が歳出でありまして、歳入につきましては5ページ、総括でご説明申し上げます。19款繰入金で3,944万7,000円の補正は、財源調整のための財政調整基金繰入金であります。

なお、14ページに継続費に関する調書を添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 以上で提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

沢田広志議員。

○沢田広志議員（登壇） それでは、議案第1号 令和4年度砂川市一般会計補正予算、今ほど提案説明をいただいたところでありまして。それで、10款教育費、1項教育総務費にて義務教育学校建設事業費の基本設計、実施設計委託料について質疑を行ってまいりたいと思います。

今ほど大まかな部分で提案説明をいただいたところではありますが、もう少し具体的に、また詳細にわたって聞かせていただければと思います。また、この基本設計、実施設計委託については3年間の継続費ということもありますので、表にも掲載されております。関連する部分がありましたら、それを含めて答弁をいただければと思います。

まず、1つ目に、今回の補正予算に計上されている義務教育学校建設事業費における基

本設計、実施設計委託は令和4年度から令和6年度までの継続費の予算となっておりますが、その全体的なスケジュールはどのようになっているかをいま一度お伺いさせていただきたいと思っております。

大きな2点目といたしまして、本年4月に砂川市義務教育学校基本構想が策定をされましたが、それによると建設形態は既存の校舎を改修、増築するものと新たに新築するものと2通りの建設形態を想定し、今後比較検証することによって決定していくとしておりますが、今回の補正予算における委託料の考え方についてをお伺いしたいと思います。

3点目に、今ほど提案説明の中でもありました基本設計と実施設計委託、どのような形でしていくのかということについてはプロポーザル方式を導入するという事で提案説明がありましたが、この関係で受託業者選定を改めて具体的にどのような方法で行っていくのか、またこの業者決定がいつ頃までに予定されているのか、これについてお伺いしたいと思います。

以上、1回目の質疑といたします。

○議長 水島美喜子君 教育次長。

○教育次長 峯田和興君 (登壇) 私から全体的なスケジュールについてご答弁を申し上げます。

今回の補正予算では義務教育学校建設における基本設計、実施設計の予算を計上しておりますが、予算議決後に公募型プロポーザル方式による設計業者の選定を行うことから、公告してから業者との契約までにおおむね2か月程度かかるものと想定しております。契約後、令和4年7月からは基本設計における設計基本方針の検討として建設形態の決定に向けての建設設備調査等を実施することとし、これらの資料を参考として令和4年12月までをめどに建設形態を決定するものであります。建設形態決定後は、より具体的な配置計画、平面計画の作成や立面計画、外構計画、省エネ計画などの検討を行い、基本設計書を令和5年7月頃までに作成させ、基本設計に引き続き、実施設計段階においては施工業者へ発注するためのより具体的な構造設計や建築詳細図面、数量積算などを行い、確認申請を経て、令和6年5月頃までには実施設計を完成したいと考えております。最終的に、本年4月に策定した砂川市義務教育学校基本構想のスケジュールどおりに設計を進め、必要な工事期間を確保し、令和8年度からの義務教育学校開校に間に合うよう事務を進めているところでございます。

○議長 水島美喜子君 教育委員会技監。

○教育委員会技監 徳永敏宏君 (登壇) 私から2点ご答弁申し上げます。

1点目の委託料の考え方についてであります。今回の補正予算として計上しております基本設計、実施設計予算につきましては、本年4月に策定した砂川市義務教育学校基本構想に基づいて進めるものであります。基本構想では建設形態を既存の砂川中学校を改修し、小学校相当部分を増築していくものと既存の校舎を活用せずに新築するものと2通

りの建築形態を想定し、比較検証することにより決定することとしたところでございます。今回の委託料算出に当たりまして、延べ床面積1万7,500平米の学校施設の新築設計を基本としておりますが、基本設計段階における設計基本方針の検討において、既存校舎の整備調査等も行いながら、施設ボリュームを基にした配置計画、概算事業費、概算工期、財源、管理運営などの比較検証を行うとしたところです。建設形態が新築ではなく増築及び改築に決定した場合には、基本実施設計の作業内容の変更が発生しますが、その場合は委託内容の変更に伴う契約変更を行うことを考えております。

次に、委託業者の選定方法についてであります。設計委託業者の選定方法については今回は公募型プロポーザル方式を考えております。プロポーザル方式による業者選定におきましては、客観的な評価基準により公正な審査が実施され、設定プロセスの透明性を確保できること、単に価格だけではなく、設計者の能力や経験などの資質を評価することで質の高い建築設計が確保できることなどから、この方式の採用を考えております。プロポーザル方式での業者選定の場合、プロポーザルの告知から業者との契約まで約2か月ほどかかります。告示から参加設計事務所の審査に当たる1次審査まで約3週間ほどかかりますので、6月中旬頃を予定、企画提案書を提出していただき、プレゼンテーションにより業者選定、さらに業者契約まで約5週間で要しますので、7月下旬までの予定をもって、契約は7月下旬頃になるものであります。

以上であります。

○議長 水島美喜子君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 義務教育学校建設事業の基本設計、実施設計委託ということで、大変重要なことなのかと思っております。今ほど答弁をいただいて、全体的なスケジュールも含めて私も大分理解をさせていただいたところでありまして。今ほどお聞きした中でも、かなりの日数を含めてかかるのだと。選定については公募型プロポーザル方式を採用ということで、具体的にお話をいただいたので、分かりました。たしか市役所の庁舎建設のときにも基本設計と実施設計を一緒にした形での委託契約をして、プロポーザル方式を採用した中で、そのときもおおむね2か月ほどかかっていたのかと思いますので、恐らく中身的には似たような形なのかと思います。そういうことから、どうしてもおおむね2か月は受託業者の選定にかかるということで、理解をさせていただきたいと思っております。

それで、一番大事な部分で、基本構想の中でも建設形態がはっきり2通りある中で、一本に絞られていないということから、果たしてどのような場面でどういう形で建設形態の方向性を導き出すのかという思いもあったものですから、今ほどの答弁をお聞きする中では基本設計方針という部分をつくりながら、その中でも建設形態について比較検討、いろいろ検討しながら方向性を導き出すということで、これ自身も本年12月末頃ぐらいまでをめどにと聞かせていただいたので、そういう形なのだというを改めて実感させていただいたところでありまして。

これに関連して2回目の質疑となるのですけれども、市民の皆様も、それと児童生徒を持っている保護者の皆さん、さらにはこれから小学校、中学校に通わせるだろう保護者の皆さんとか、場合によってはお孫さんを持っているおじいちゃん、おばあちゃん方も含めて、義務教育学校、新しい学校について興味があるというか、かなり注目をされていると思っています。これは、説明会に参加している方たちの顔ぶれを見たときに、孫がこれから学校に入る予定なので、どういう形なのかということをお聞きしたいと参加していたおじいちゃん、おばあちゃん方もいらっしゃったというのは私も現場で見させていただいていますので、大変興味があるところですが、そこで12月末頃ぐらいまでには建設形態、新築なのか、場合によっては改修、増築なのかといったことが決まるということですから、この方向性が出たときには、市民の皆さんとか児童生徒を持っている保護者の皆さん方にはしっかりとそれを周知するというか、公表するといったことは必要だと考えていますけれども、この辺、どのような考えをされているのかをお伺いしたと思っております。

もう一点、前後して申し訳ないのですけれども、改めて確認をさせていただきたいと思えます。今ほども話をさせていただいていますけれども、義務教育学校建設事業費における基本設計、実施設計委託には建設形態を検討するための調査が含まれていることよいかということ、先ほど部長の提案説明の中にも調査も含めて今回提案がされているということでもありましたし、教育委員会の答弁の中にもありましたけれども、改めて再確認ということをお願いしたいと思います。

3点目に、基本設計が策定されるのはおおむね令和5年7月頃までということをお話をいただきましたけれども、基本設計書案というものが作成されてくるわけですから、このとき児童生徒の保護者をはじめ、市民の皆さんにも公表して、意見募集も必要なのではないかと私は考えているのですが、どのように考えられているのかお伺いしたいと思います。というのは、性質は違うかもしれませんが、庁舎建設のときにも基本設計案が出来上がった後に約1か月ほどかけて市民の皆さんの意見募集をしていることがありました。意見募集をするということは、基本的にどういう形になっていくかということをお皆さんに知ってもらう場面でもあったのかと思いますから、そういうことを考えると今後できるであろう義務教育学校、新しい学校がどういう形なのかという部分で皆さん大変注目をされているし、どういう形なのか知りたいという部分もあるかと思えますので、意見募集も含めて公表といったことは私は必要だと思っておりますけれども、どのような考えをされているか、改めてお伺いしていきたいと思っております。

それと、(2)でお伺いさせていただきました砂川市義務教育学校基本構想を策定された後を含めて建設形態を今後比較検証するということが、補正予算における委託料の考え方ということについては分かりました。ただ、それをお聞きしているときにふと思ったのは、今回提案されている委託料の関係の金額というのは、これは2通り、新築の場合と改

修、増築ですから。答弁をお聞きしているとこの数字は新築の金額になっているように私は受け止めたのですけれども、改修とか増築の場合は中身の変更等を含めて契約変更もあり得るみたいな話もされておりましたので、この辺もう一度、再確認になるかもしれませんけれども、どういう考えなのか、まとめて聞かせていただきたいと思います。

以上、2回目といたします。

○議長 水島美喜子君 教育次長。

○教育次長 峯田和興君 私からは前段の3点についてご答弁申し上げます。

初めに、建設形態決定時における周知についての考えでございます。今までも市内の小中学校の適正規模、適正配置の検討を平成30年から本格的に開始をしておりますが、これまでも適正配置の基本方針や義務教育学校基本構想策定時にはパブリックコメントを実施したり、あるいは平成30年には意見を聞く会の実施や令和元年度の検討委員会の設置、令和2年には適正配置基本計画の説明会の実施や、あるいは3年度には小中学校統合準備委員会と小中一貫教育推進委員会の設置などでPTAや学校関係者、地域の方々へ説明や意見をいただきながら計画の推進を図ってきたところでございます。これからは義務教育学校建設に向けては、建設形態の決定、基本設計、実施設計等を進めていくところとなりますが、建設形態決定における周知におきましては、市のホームページをはじめ、令和3年度から設置しています小中学校や保育所、幼稚園のPTAの代表者や学校関係者も委員であります小中学校統合準備委員会や小中一貫教育推進委員会での周知、あるいは町内会にも配布しております統合準備だより、この辺を活用しながら市民周知を図っていきたいと考えております。

2番目の今回の補正予算の中に基本設計、実施設計委託としての予算の区分で建設形態の決定の部分の予算があるかということの確認の質問でございますが、今回の予算の中に基本設計における設計基本方針の検討としての建設形態の決定に向けての建設設備調査等の実施として、既存中学校の現況調査を基にした砂川中学校を活用した増改修計画と新たに新築した場合での事業費の比較の資料の作成業務を含んだ業務についての予算も今回の補正予算の中には計上しているところでございます。

3つ目の基本設計の完成時、案ができた段階での意見の募集についての質問でございますが、先ほども説明しましたとおり、過去にも必要な過程では市民からの意見をいただくようなことを実施してきております。基本設計段階になりますとある程度図面なども見えてきますので、小中学校統合準備委員会や、あるいは小中一貫教育推進委員会での報告はもとより、この段階においてはパブリックコメントの実施や、あるいは市内での説明会も開催しながら市民全体の認識を深めていきたいと考えております。

○議長 水島美喜子君 教育委員会技監。

○教育委員会技監 徳永敏宏君 私から、委託料の内容についてももう少し詳しくということですので、ご説明申し上げます。

今回基本設計、実施設計を発注した段階におきましては、まず基本設計の前段において基本方針の検討という段階がございます。この段階におきまして、建築形態についての検討を比較検証しながら行っていくことになります。建築形態が決定された後につきましては、新築なのか、増築、改修なのかによりまして委託業務の作業内容について変更が生じます。そのために、建築形態の決定状況に応じまして、改修、増築工事であればそれに合わせた委託料の契約の変更をいたすと、こういった考えでございます。

○議長 水島美喜子君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 3回目の質疑になるかと思うのですが、今ほど答弁をお聞きしながら、私も今回提案されている委託の関係が具体的に少しずつ見えてきたと思っています。これは、3年度にわたってかかる。結構長い。実質は、基本構想のスケジュールを見ますと約1年9か月ほどの中に基本計画方針にのっとっての建設形態をどうするのかといったことの決定があり、基本設計があつて、そして実施設計といったことで、そういう形なのだと思っています。ですからこそ、臨時会ではありますけれども、こうやって提案されてきたのかと、改めて答弁を聞きながら頭の中で考えていたところでもあります。庁舎建設のときは、基本構想、基本計画をつくりながら約1年3か月、基本設計と実施設計を1年3か月でやっておりましたので、それから見ると5か月か6か月ほど長いかと思っていますけれども、ここは私の推測になるかもしれませんが、建設形態がきちんと決まっていな部分で、ここでしっかりと時間をつくりながらやって、これができないことには基本設計に移れないのだと思っていますので、そういった部分でこれだけの時間を要するのかと私は答弁を聞きながら感じ、そして理解をさせていただいているところでもあります。

砂川市庁舎建設基本設計・実施設計委託業務特記仕様書というのが、これはホームページにも載っていますから、見させていただいたときに、改めて細かいところがたくさんあると思っておりましたので、一例で言うと、今契約変更があるかもしれないという部分も、場合によっては建設形態自体も私から見たら基本設計とか実施設計にはなじまないのではないかと考えていたのですけれども、ただこの状況を見ると追加業務とか結構いろいろあつて、最初にお話をされていたように基本設計方針、これは一番上段にあるのです、先に。これがないと詰められないということも市で出している特記仕様書を見ながら私も感じさせていただいたところでもあります。

基本設計、実施設計は長きにわたってやっていかなければいけない部分もありますので、しっかりとやっていただきたいということをお話をして、最後に答弁があれば、もし差し支えなければ教育長からもこの辺についての考え方を含めて、総括でいいですから聞かせていただければありがたいと思います。

○議長 水島美喜子君 教育長。

○教育長 高橋 豊君 (登壇) 今回の予算の提案につきましてご答弁をさせていただきましたが、総括的な関係でということでお話がありましたので、今までの平成30年4

月から、そこからの検討経過については先ほど次長から報告をさせていただきました。それに基づきまして今般基本構想を策定させていただきましたので、令和5年に中学校、そして令和8年度に中学校と小学校を統合して義務教育学校を建設すると。この義務教育学校の建設においては、建設形態は増築なのか、新築なのかということについても含めて今回委託料を提案させていただいています。令和8年度に向かつては、この建設の部分と並行して小中一貫義務教育学校に進むためにということで、その協議体もつくっておりますので、そのご意見も十分お伺いをして、そして市民あるいは保護者への情報提供も含めて、これは確実に行わせていただきながら、令和8年度に向けて種々準備を進めて、万全の体制で開設を迎えたいと考えております。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) 私も一般会計補正予算の教育費について質疑をしていきたいと思っております。

実は、今回の臨時会なのですけれども、一般会計補正予算の中身を見てびっくりしました。将来の子供たちの教育がかかっている義務教育学校に対する設計の業務が何と臨時会で提案されるということです。本来こういう議案というのは、私たち議員にしてみるとしっかりと定例会、6月の定例会はすぐですから、定例会であれば特別委員会が設置されますので、私たちはもっと詳しく質疑もできるわけです。ところが、臨時会ということになりますと本会議一本でいかなければならないので、今の沢田議員の質疑のときもそうなのですけれども、私たちは3回しか質疑ができません。砂川の将来の子供たちの義務教育に対しての一大転換のこのとき、ただ建物のことだけで議論をしていて、それでよいのかと私は思っています。

これから具体的な質問をしていくのですが、市長にも分かっているほしいのですけれども、4月の総務文教委員会で何を私たち委員に報告されたかということ、基本構想はできました、これだけなのです。5月の今日、この日に臨時会が行われて、設計に関する予算が提出されるということは一言もないのです。普通定例会でやるときは、5月の総務文教委員会で提出予定案件という形で出てきますよね。それすらもなく、突然この予算です。私は、ここまで議会被を軽んじられているのかと実は感じています。最近こういうことが多いので、皆さんも平気になっているのかと思うのですけれども、何回も言いますけれども、将来の砂川の子供たちの教育に対する大事な大事なことをこの臨時会で可か否かを決めるというのは非常に乱暴な話です。

それで、なぜ教育委員会はこの臨時会でこの大切な設計に対する案件を予算計上してきたのかをまずお伺いします。

2点目としては、この予算書を見て、継続費なのですけれども、今回の予算額は3,845万7,000円になるのですけれども、これはごく一部の予算でありまして、全体像は3億3,452万1,000円の今年度分ということになるわけで、私たちは3,84

5万円だけを可とするのですが、総額の3億3,452万円を可とすることと同じ内容になります。

2点目の質疑としては、予算書の14、15ページを見ていただきたいのですが、先ほど沢田議員も少し質疑をされていましたが、3億3,452万1,000円、義務教育学校建設基本設計、実施設計の委託ということになるのですけれども、3億3,000万円の設計委託料の根拠をまずお伺いしたいと思います。何で3億3,000万円が出てきたのかということなのです。

それから、普通こういう事業は当然文科省も、学校を新しく建てることになるのですから、文科省の補助金がついてくると思うのですけれども、今回のこの予算の中では全て地方債、これは借金です。地方債と一般財源で3億3,000万円ということになっているので、なぜ国庫支出金というところがないのかということと、それから地方債の中身です。どういう地方債で借金をしているのかということをご伺いします。

それから、これまで砂川市の大きな事業のときは、まず基本構想があって、次に基本計画があって、その次に基本設計があって、実施設計があって、そして建設ということになっているわけです。大体そのとき、そのときで予算を議会に計上してくるわけです。私たちは、そのたびにその事業に対する質疑をしながら、しっかり確認をして最終的な建設に至っていくという順序を追っていくわけです。ところが、今回は基本構想はできましたと先ほど教育長もおっしゃっていました。けれども、突然今度基本設計と実施設計が一緒に出てきました。基本設計と実施設計の間での今までは予算計上すらしないで、さあ、ここで決めるとなるのです。何でこんなに急ぐのですか。先ほども言ったとおり、砂川のこれからの子供たちの将来がかかっている事業です。なぜそんなに急ぐのでしょうか。基本構想というのは私も見させていただきました。この基本構想のみで、とてもではないですけれども、設計の段階に入っていけるとは私は思いません。

それは、先ほど沢田議員も質疑されておりました。まず、建設形態が決まっていないということです。砂中の敷地で何とかしたいというのは決まっているのですけれども、新築するのか、今の砂川中学校を残しながら、あとどうしていくのか分かりませんが、小学校部分をそこに増築させていくのか。けれども、もう小学校はなくなるのですから。これからは義務教育学校になり、小学校と中学校を一緒にして今までの6・3制を4・3・2制にするということは基本構想でうたわれているので、教育課程の内容も全く変わってくる状況になるわけですが、私はまさにこんなことだからこそ、基本構想ができた次は基本計画をしっかり立てて、今度そこから建物をどうしていくかということに入っていくのが普通のやり方だと思うのです。直近でいえば、この市庁舎ももちろんそうしてきました。基本計画を立てて、基本計画の中で市民説明会も行ってきたし、それから市長がこれから頑張ると言っている駅前のレストランのところで、きちんと基本構想、基本計画、基本設計、実施設計が今の段階です。病院ももちろんそうです。ゆうもそうで

す。なぜ今回はその大事な基本計画を飛ばしてしまったのですか。ここが私には分かりません。まだとても設計段階にいくような状況ではないと思っておりますので、なぜ基本計画を抜いたのか、ここを1回目の最後の質問でお伺いしたいと思います。

○議長 水島美喜子君 教育次長。

○教育次長 峯田和興君 (登壇) 私から補正予算の提案時期、設計費における今回の財源の関係についてご答弁を申し上げます。

初めに、今臨時会で補正予算を提案する理由についてご答弁を申し上げます。今般の義務教育学校建設に向けては、近年の学校を取り巻く環境が急速な少子化の進行から学校規模の縮小や児童生徒が切磋琢磨し、社会性や規範意識を身につける環境、機会の維持が難しくなっており、本市においても児童生徒が年々減少する中、一部の学校では複式学級となることや部活動が思うようにできないなど、学校運営における平等性確保の問題や高度情報化といった社会情勢の変化に適応した社会活動の維持など、将来を見据えた持続性のある良好な環境を整える必要があるところであります。このため、本市においては、平成30年度から市立小中学校の適正規模、適正配置の検討を本格的に開始し、検討委員会での提言を尊重しながら、令和2年5月には砂川市立小中学校適正配置基本計画を策定し、策定後は保護者や地域の方々に理解をいただくため、説明会を開催し、令和3年度からは砂川市立小中学校統合準備委員会並びに砂川市小中一貫教育推進委員会を設置し、適正配置基本計画の具体的な事項の調査及び協議を重ねてきたところであります。それらを踏まえ、適正配置基本計画において小中一貫教育の推進として目指すとしていた義務教育学校について砂川市義務教育学校基本構想案を作成し、本年3月にパブリックコメントを実施し、市民などから意見をいただきながら、同年4月に基本構想を作成したところであります。基本構想におけるスケジュールでは、令和8年度の開校を目指す上で基本設計、実施設計の業務を本年1月から進めることとしていることから、遅滞なく業務を進めていくものとして本議会臨時会に建設形態を検討する調査を含む設計に係る補正予算を提案させていただいたところでございます。

続きまして、設計費の財源についてであります。今般補正予算として提出している設計費の財源につきましては、一般財源と地方債として元利償還時に交付税算入70%となる過疎対策事業債を予定しております。過疎対策事業債につきましては、実施設計に関わる費用のみが対象となることから、実施設計業務に係る令和5年度からの財源としたところであります。また、実施設計業務以外の設計費用に係る国庫補助等の対象につきましては、国の基準によりますと公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金が対象となっておりますが、本工事に要する経費に含めるものとして位置づけられておりますので、本工事費の申請時期に合わせての申請となり、工事費の財源として活用するものと考えております。なお、公立学校施設整備費負担金の負担割合は、国が定める1平方メートル当たりの建築単価により算出された工事費に対して10分の5.5となっているところ

であります。

○議長 水島美喜子君 教育委員会技監。

○教育委員会技監 徳永敏宏君 (登壇) 私から2点ご答弁申し上げたいと思います。

1点目の委託料の積算根拠についてであります。積算に当たりましては官庁施設の設計委託料積算において指針となる国土交通省大臣官房営繕部監修の官庁施設の設計業務等積算基準と業務量の算定により積算を行っているところであります。この基準では、設計する建物の用途、計画延べ床面積、基本設計か実施設計、もしくは基本設計と実施設計の同時発注かの条件を設定することで業務に必要な作業人数が計算され、委託料が算出されるものであります。今回の設計対象建築物は、基本構想で示している延べ床面積1万7,500平米の学校施設の新築設計として積算していますが、建設形態の決定などにより経費に変更が生じる場合は必要に応じて契約変更するなどの措置を取る予定であります。基本設計と実施設計を同時に発注することにつきましては、基本設計の終盤において実施設計の一部である構造設計を先行して進めること、設備設計についても基本設計の段階で実施設計に向けた機種選定を行うなど、一体的に作業を進めることで効率化を図り、設計期間の短縮ができることから、実施設計を同時発注としたところであります。

続きまして、2点目の基本計画をつくらない理由についてご答弁申し上げます。施設の建設における設計等を進めていく手順としましては、基本構想策定後に建設基本計画を経て、基本設計、実施設計を進めていく手法が多く取り入れられていますが、それぞれの事業内容によって弾力的な運用がされている場合があります。建設における基本計画につきましては、基本設計を進めていくための条件整理を行うものとなっております。このたびの義務教育学校建設事業につきましては本年4月に策定した基本構想で義務教育学校の教育方針のほか、建設に必要な整備方針も策定されていることから、基本計画の要素が含まれたものとなっているほか、検討項目として示されている内容について、例えば建設形態の検討、多目的スペースの配置、調べ学習に取り組める機能の検討、職員室や校長室の規模、配置、冷暖房設備の個別管理、屋外施設の計画などがあり、それらを引き続いて検討を進める必要があることについては基本設計業務である施設ボリューム検討、配置計画、平面計画、工事費への影響などの具体的な作業が必要であり、設計作業による資料がなければ検討が進められないこととなります。また、これら以外の検討内容についても設計の進捗に影響がないよう、設計期間または工事期間に並行して検討を進めることができることから、基本計画の工程を経ずに設計業務を進めることが可能となります。このことから、業務の流れの効率的な手法として基本構想による検討手法については基本計画の策定をせずに基本設計、実施設計の中で進めていくことを考えております。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員の質疑は休憩後に行います。

10分間休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時03分

○議長 水島美喜子君 休憩中の会議を開きます。

休憩前に引き続いて質疑を続けます。

小黒弘議員の質疑を許します。

○小黒 弘議員 1回目の答弁を聞いていて、皆さん子供たちのことを思ってやっているのですか。私には熱意が伝わりません。ただ時間がない、時間がない。早く建物を建てたい。こう言っているだけにしか私には聞こえないのですけれども、何でそんなに時間がないのですか。これまで十何回か開いてきた説明会、私は全部出席しました。そのときに教育長は何で言っていたかという、中学校は令和6年まで、そして今5つある小学校を1つにする。大事な大事な大変なことです。これは、令和9年とおっしゃって、町中でずっとそう言ってきたのですよ、説明会で。それが去年の6月です。急に中学校を1年前倒して、中学校を前倒しするから、小学校も1年前倒しする。令和9年まで、そう言ってきたのだから、そのままにすればこんなに大急ぎにしなくてもいいのですよ、より多くの市民の皆さんが令和9年というのを知っているわけだから。

教育委員会の側になって考えてみるとすると、中学校を何とか早くしたいという、この気持ちは分かるのです。ただ、それがなぜ令和6年になったかという、スクールバスなのです。スクールバスがインバウンドの関係でなかなか買えない。バスが足りなかったのです。ところが、コロナでその不足分が解消されたのです。ですから、スクールバスが早く買えるようになったのです。中学校を早くやろう。ここまではいいのですけれども、何でそのときに5校もある小学校を1つにする。しかも、今までの小学校、中学校を全部まとめて、校長を1人にさせる義務教育学校にしよう。これは、急いでは駄目でしょう。案の定こういう予算を出せば議論は校舎のことにしかならないのです。学校の校舎は、特別奇をてらったことなんか必要ないのです。子供たちがしっかり勉強できるような教室としっかり運動できるような体育館とがあったらいいのです。だけれども、教育の中身だけはしっかり考えていかなかったら、砂川の子供たちがかわいそうでしょう。それなのに、何でこんなに急ぐのですか。

先ほどの話の中で、基本構想が出来上がりましたという話があったのです。ですから、もう設計にいてもいいのだということですが、基本構想の中で決まっていないのは校舎のことだけではないです。まだ積み残したこれから検討しなければならないという項目がたくさんあるのです。それを一部紹介します。例えば通級指導教室、これをどうするかということです。通級指導教室というのは、今砂川は子ども通園センターの中にある。ことばの教室と言われているところなのですけれども、それを今度新しい学校に持っていくということ。もう一つは、中学校も通級教室をつくらうかと教育長はずっと言っていました。でも、これは決まっていないです、まだ。構想の中では検討になっています。通級指導教室は、赤平の小学校を見に行ったら、ただの教室ではないのです。言

葉が不自由だとか、そういう関係の子供たちが来るわけですから、防音もしっかりとした教室でなければ駄目です。このことすらもまだ検討なのです。

では、次を言います。不登校児童生徒への支援、適応指導教室をどうするのか。何となく構想を見ると学校内に設置するようなのですけれども、学校に行けないで困っている子供たちに学校の中にある指導教室に行けというのはそもそもどうなのかということ、これはしっかり議論しなければ駄目でしょう。当然適応指導教室をつくとすれば、そのスペースが要ります。これは、まだはっきりしていません。

職員室は1室、1つの部屋にすると構想には書かれています。中学校は、今職員室があります。この中学校を残して増築するとしたら、小学校部門の増築に職員室をつくるわけでしょう。1室になりませんよね。職員室を1室にするということは、新築するということ宣言していることだと思います。これが基本構想に書かれているわけです。

では、体育館はどうですか。基本構想では体育館はメインアリーナとサブアリーナの施設整備について検討する。何だかよく分からないのですけれども、少なくとも義務教育学校、今までの小学校の1年生から6年生、中学校の1年生から3年生、つまり9学年の子供たち、700人以上です。普通は、卒業式とか入学式は全校みんな子供たちが入って、しかも保護者たちも入って、卒業おめでとう、入学おめでとうとやるものですよね。メインアリーナとサブアリーナ、こんなのでそんなことができるのでしょうか。そんな考えも基本構想の中には何も入っていないのです。

では、プールはどうしますか。プールは、既存施設の使用を含めて検討すると書いてあります。小学校は、全部廃校になるのです。プールを持っている小学校、これは一般の人たちも中央小なんかに行っていますけれども、これは全部廃校になるのだから、プールは当然使えなくなると思うのです。では、市内に市営プールはありますか、ないではないですか。では、義務教育学校に行く子供たちはどこのプールへ行くのですか。スキーと一緒に、よそのまちにバスで行くのですか。それも決まっていないのです。

しつこいようですけれども、もう少し言わせてください。学童保育はどうするのですか。学童保育についてもこれから協議、検討すると書いてあります。今は、中央小、砂小、豊小、空知太小で学校内で学童保育を行っています。ここの部分はできないですよ、それぞれみんな廃校になってしまうのだから。義務教育学校の中にも学童保育の施設をつくとしたら、相当のスペースが必要なのです。遊ぶところも必要だし、勉強するところも必要だし。今はたしか150人近くの子供たちが学童保育に通われると思うのですけれども、この子供たちがそこで夕方まで過ごす場所をしっかりとつくらなければならないのですけれども、これをどうするか決まっていないのですよ、基本構想では。

では、グラウンドの広さは、こんな小さい小学校1年生からこんなに大人みたいに大きくなった中学校3年生が使えるようなグラウンド、きちんとできるのですか。今は陸上競技場と野球場と書いてあるのですけれども、それだけしかできないのですか。陸上競技場

は300メートルのトラックができるような広さができるのですか。サッカー場なんて要らないのですか。そんなことも決まっていらないのです、基本構想。

では、職員の駐車場はどこにする。駐輪場をどうする。保護者の駐車場は一体どうなるのだろう。こういうことがある程度基本構想の中で決まっていれば、私はあえて基本計画をつくらなくてもいいと言うかもしれない。だけれども、大事な大事な学校の中身、教育の中身についてまだ検討、協議、私が今言っただけでもたくさんありましたよね。そんな状況の中でなぜ設計に入れるのか、私はとても考えられないです。校舎を新築するのか、砂中を残すのかというだけの問題ならまだいいかもしれないけれども、正直申し上げて砂川市民の皆さん方の中で義務教育学校は一体どういうことをするのだろう、どういう教育なのだろうということを十分理解されている方が何人いるだろうと私は心配になっています。それは、今までこの関係の会議に全部出席してきたから、そう思います。まずそのことを皆さんに理解してもらわなければならないのではないですか。ですから、基本計画をつくって、それができたときにはパブリックコメントをやったり、しっかり住民説明会を行うことによって、これから目指していく義務教育、一体どういうものなのか、義務教育学校はどういうものなのか、小中一貫教育ということだって何もできていないではないですか、今まで。

もう一つ、教育委員会は義務教育学校をつくるために視察に行きたかったはずですが。ところが、この2年のコロナ禍で見に行っていないでしょう。見に行ったのですか。こんな大きな義務教育学校は北海道内にはまだないのです。本州へ行ったらあるのです。現場を見てみないと分からないではないですか。ある周辺の自治体では、来年同じように中学校2校を1校に統合しようと思っていたらしいのですけれども、コロナの関係で触れ合いする交流や何かもできなくなったので、1年間延期するという決断をしたまちがあります。私は、賢明な選択だったと思うのです。何でこんなに急ぐのだろう。教育長、どうして小学校の部分は令和8年でなければいけないのですか。もし答えていただけるなら、答えてください。

それから、質問の順序が逆になってしまうのですけれども、今回の継続費、設計委託料の3億3,000万円ほどの中身、その根拠を教えてくださいという質問をしたのですけれども、私とすればこういう根拠は建物を建てる金額の大体何%というのが根拠になるのかと思っていて、そうすると全体事業費も出てくるかと期待をしたのですけれども、残念ながらそうではなくて、面積で設計の委託料が出てきたというので、残念と思ったのですけれども、私の調査の話をします。当別町は、新築で一体型の義務教育学校を今年4月から開校しました。そこの延べ床面積は約1万2,000平米です。先ほどの技監のお話でいくと、砂川での義務教育学校の必要面積は1万7,500平米とおっしゃいました。当別と比べると約1.5倍になりますよね。そうやって考えていくと、当別町の義務教育学校は総事業費約60億円です。単純に考えて1.5倍します。砂川は90億円です。当別のと

きはウッドショックとかウクライナショックだとかというのはきつとなかったでしょうから、90億では済まないかもしれないです。こんな大きな事業です。こんな大きな事業につながっていく具体的な予算を臨時会で決めるのですか。この議論で決めていくのですか。私にはとてもそんなことはできませんと今は思っています。

これからの砂川の将来がかかった大きな大きな大切な大切な事業です。後悔しないようにしっかりと私は議論していきたいし、もしかしたら、いい学校ができたから砂川に住んでもいいのではないか。うちの市立病院の先生方は、一人でお医者さんだけ来る場合が多いです。家族は、札幌に残しています。いい学校ができれば、せめて小学校、中学校ぐらいは砂川に住んでくれるかもしれません。私は、そういうことも含めて、今回のこの義務教育学校の建設は大事なものだと思っています。

大分話しましたので、私の質疑はこれで終わろうと思っていますが、答弁があるのだったら、お伺いします。

○議長 水島美喜子君 教育長。

○教育長 高橋 豊君 (登壇) それでは、私から、今種々お話がありましたので、その中で必要と思われる関係についてご答弁をさせていただきたいと思えます。

まず、義務教育学校、令和8年度ということですが、これは平成30年4月からこの検討を始めた段階で、その年の10月から翌年1月にかけて予断を持たずに市内各団体、11団体の意見を伺いました。その中では、特に中学校の部活。あるいは、幼稚園のお母さんたちは、今の現状でいくとクラス替えのできない学校が、小学校でも中学校でもそうになってしまう。なるべく早く統合するのであれば統合していただきたいというご要望はその時点で既に受けております。また、小中学校の適正配置の計画検討委員会を設けさせていただいて、その中でご意見をいただいた提言書の中においては、こちらは義務教育学校、小中一貫教育は推進してほしいと、できれば義務教育学校を目指してほしいというものと、もう一つは、ここでも附帯意見として、可能であればできるだけ早く統合してほしいと、こういう附帯意見がこの提言の中に入っております。

その提言を受けた基本計画をつくったときに、その提言を尊重してそこに入れさせていただきました。基本計画で入れさせていただいた中身を市民に説明する説明会、このときにも入れさせていただいています。ですから、先ほどお話にがあったように令和6年、令和9年、この説明をさせていただきました。ただ、その後ろに、これもきちんとスケジュールの関係で説明会でご説明しておりますので、義務教育学校を目指す、あるいは基準を満たせば、もし可能であれば統合年度を早めてほしいと、こういうことの一文を入れて説明をさせていただいています。その一文が入った中で、市内小中学校7校の学校のご同意もいただいております。この中身を含めて進めてきた経緯というのがございますので、現在の作成しました基本構想の中身においてもその趣旨を尊重しながら進めてきたということがございます。ですから、昨年6月に教育委員会会議で義務教育学校の推進、そして

統合年度の決定、これに至るまでの経過については平成30年11月からの市民、団体のご意見を伺った中で進めてきたということでございますので、このことは十分に丁寧に説明をしながら進めてきたと考えております。

また、先ほど基本構想の中で具体的にこれはなっていないではないかといういろいろなご意見がありました。先ほどのお話については全て検討、協議を現在も進めていると。ですから、こちらについては形として増築か新築かで変わってくる部分がございますが、今の検討の状況だけお話をさせていただきますと、少しお時間をいただきたいと思いますが、先ほどの通級指導教室、これは義務教育学校で1校になれば必然的にこれは中学校も通級指導教室ができ得るという考え方は持っています。ただ、現在小学校で行っておりますことばの教室、2市4町で行っていますので、こちらが中学校にどう影響するか、これは十分に議論をしなければなりませんので、ここのところは今検討させていただいているということでございます。

それから、不登校の適応指導教室、これも2年、3年ぐらい前から教育委員会内部では十分に検討しております。ただ、現在も不登校のお子さんはいますけれども、複数人を集めて指導するというのは、その状況で今現在も非常に厳しい部分がありますので、公民館ではそのうち的一部分のお子さんを個別に指導しているということはあるんですが、通級指導教室の中でその方を複数人集めるのが可能なかどうか、あるいは個別であれば個別に今までどおり公民館でやるのがいいのか、これも今十分に検討しているということでございます。

それから、職員室のお話がありました。学校としてはもし増築をしたとしてもこれは一体型で使います。ですから、例えば普通の通常教室であれば中学校、小学校それぞれ別々にはなりますが、特別教室あるいは学校行事等、体育館を含めてですけれども、それは相互に行き来できるということになりますから、その中でどこが一番いいのかというのは、職員室が1つというのは、これも十分に検討させていただくということにさせていただきます。

また、体育館については、これも大きさに応じて十分に検討しながら、使用できるのではないかと思います。数だけのお話ではありませんけれども、昭和60年、砂川小学校と宮城の沢小学校を統合させていただきました。900人弱のお子さんになったのですが、人数だけでいきますと、その前の年、その前の年はさらに多い人数ですが、その体育館をやりくりしていますので、これはメインとサブがあれば、そのやりくりというのは可能だとは考えております。

また、プールの関係は、これは先ほどお話があったとおりです。既存のプールが使えるのかどうなのかというのを今検討させていただいているということでございます。

それから、学童保育も検討、協議ということになってはいますが、既に協議を始めておりますが、こちらは市の内部の関係で、まだ結論には至っておりませんので、これは継続し

て協議を行うということにしております。

また、グラウンドについては、こちらは中学校は今砂川中学校のグラウンドをほとんど使っていないで、陸上競技場を使っていますので、小学校についてはそこは改修をしていく、小学生が使えるようにしていく、こういう方針を持って今検討させていただいているということでございます。

あと、駐車場、それぞれ敷地の中で新築、増築、どうなるかということにおいては十分検討させていただきたいと思っております。

それから、視察の関係でございましたが、当別には事務局が本年度に行ってきて、中身は確認をさせていただいたり、交流ができるような体制をつくらせていただいて、必要に応じてその部分は知恵を拝借したりという形態ができるように既になっております。

以上、種々申し上げましたが、何とか令和8年度において子供たちのために力を尽くしていきたいと思っております。先ほどお話があったとおり、ハードのものよりも、子供たちが何をどのように学ぶか、これについては小中一貫教育の推進委員会も含めてずっと検討していますし、これからも検討してよりよい学校をつくっていききたいと思っております。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 最後と言って、実はもう一回残っているのです。答弁を聞いたら、またほかのことを聞きたくなるのが普通なのです。何で予特をつくってと、元に戻る。何で臨時会なのだ。ほかの議員さんたちも聞きたいことがいっぱいあると思っております。もちろん私が終わったら聞いていただいてもいいのだけれども、何で6月でしっかりやらなかったのかと私は思いますけれども、それを早くやりたいからという話だけでしょう。そんなに急いでどうするのと、子供たちのことを考えていくのに。

先ほど私が指摘した教育長のお答えは、まだまだこれから全部検討する話ではないですか。ですから、私が言っているのは、その検討する段階を基本計画でしっかりやることによって、市民の皆さんも保護者の皆さんもしっかりと新しい学校のことをもう一回考えながら、もしもあと1年、もともとそう説明してきたのだから、延びたからといって、コロナがあったのだし、誰もあなたはどうそをついたねなんて言うわけじゃないではないですか。ここで計画を立てて、急いで設計に入っていきうほうがよほど後悔すると思っております。

私はそう思って、これ以上は質疑はしないで、これで終わりますので、答弁は要りません。終わります。

○議長 水島美喜子君 他にご発言ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

ここで申し上げます。議案第1号について小黒弘議員外1名から修正の動議が提出されております。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時36分

○議長 水島美喜子君 休憩中の会議を開きます。

ただいま配付しました修正案を本案と併せて議題とします。

提案者の説明を求めます。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) 令和4年度砂川市一般会計補正予算の修正を次のように提案いたします。

既にお配りされている内容になるのですが、全体を通して言えば教育費の設計委託費を削除するという内容になるのですが、内容を具体的にお話をしたいと思います。

まず、1点目なのですが、第1条第1項中「3,944万7,000円」を「99万円」にして、「132億944万7,000円」を「131億7,099万円」に修正します。

2点目としては、第1条第2項中の第1表、歳入歳出予算補正を次のように修正します。まず、歳入についてなのですが、19款繰入金の前案金額9億6,007万8,000円を3,845万7,000円減額して、9億2,162万1,000円にします。

1項基金繰入金の前案金額9億6,007万8,000円を3,845万7,000円減額して、9億2,162万1,000円とします。

歳入合計は、前案金額132億944万7,000円を同じく3,845万7,000円減額して、131億7,099万円とします。

続いて、歳出についてですが、10款教育費の前案金額8億2,385万2,000円を3,845万7,000円減額して、7億8,539万5,000円にします。

1項教育総務費の前案金額5,622万3,000円を3,845万7,000円減額して、1,776万6,000円とします。

歳出合計は、歳入合計と同じで修正金額を131億7,099万円とします。

続いて、3ページになるのですが、歳入歳出予算事項別明細書を次のように修正します。まず、総括なのですが、歳入です。19款繰入金の前案金額9億6,007万8,000円を3,845万7,000円減額して、9億2,162万1,000円とします。

歳入合計は、前案金額132億944万7,000円を3,845万7,000円減額して、131億7,099万円とします。

続いて、歳出ですが、10款教育費の前案金額8億2,385万2,000円を3,845万7,000円減額し、7億8,539万5,000円に減額します。

歳出合計は、前案金額132億944万7,000円を3,845万7,000円減額し、131億7,099万円とします。

続いて、4ページです。歳入について、繰入金です。19款1項2目財政調整基金繰入金の原案金額3億7,944万7,000円を3,845万7,000円減額し、3億4,099万円とします。

3の歳出について、教育費です。10款1項3目義務教育学校建設事業費の12節委託料の原案金額3,845万7,000円は、全額削減してゼロ円とします。

4点目は、原案の第2条、継続費を削除します。

最後に、5点目は、原案の14ページ、15ページの継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書を削除します。

以上のように令和4年度砂川市一般会計補正予算を修正するものですが、これより提案理由を申し上げます。議案第1号、一般会計補正予算には義務教育学校建設事業費の基本設計・実施設計委託として3,845万7,000円が計上されています。この予算は、令和4年から6年度にわたる総額3億3,452万1,000円の継続費における初年度分です。義務教育学校建設事業は、将来における砂川市の子供たちの義務教育に関わる重要な案件であります。また、多額の事業費も予測されています。現在義務教育学校建設につきましても、本年4月に基本構想が作成されたばかりです。しかし、その基本構想では設計に一番大切だと思われる建設形態について、既存の校舎、砂川中学校を改修し、小学校相当部分を増築していくものと既存の校舎を活用せずに新築するものの両論併記となっています。また、そのほかにも後期課程における通級指導教室の設置、不登校児童生徒への支援とする適応指導教室を学校内に設置するのか、体育館をどうするのか、プールをどうするのか、グラウンドの広さはどうなるのか、学童保育施設を校舎内に設置するのかなどなど、決定されていない重要事項がたくさんあります。義務教育学校建設については、まだ基本設計、実施設計に進める段階ではありません。まずは、基本計画を策定する中で今ある諸問題をしっかり議論し、基本計画案ができた段階でパブリックコメントの実施や市民説明会を開催するなど、多くの市民の皆さんのご理解を得た上で基本設計、実施設計に入るべきだと考えます。よって、今臨時会で提案された義務教育学校建設事業の基本設計・実施設計委託の補正予算は時期尚早であり、継続費を含め削除するものであります。

以上の理由をもって議案第1号、令和4年度一般会計補正予算の修正を提案いたしますので、議員各位のご賛同をお願いいたします。

また、質疑をいただければ適切な答弁に努めていきたいと思っておりますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上を申し上げまして提案説明といたします。

○議長 水島美喜子君 これより修正案の質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。
続いて、討論に入ります。
討論ありませんでしょうか。

[挙手する者あり]

ただいま挙手をされた方の中で原案に賛成の討論を行う方は、もう一度挙手願います。

[挙手する者あり]

次に、修正案に賛成の討論を行う方は、もう一度挙手願います。

[挙手する者あり]

沢田広志議員。

○沢田広志議員（登壇） 議案第1号 令和4年度砂川市一般会計補正予算の原案に賛成の立場から討論をいたします。

皆さんも御存じのように、近年は急速な少子化により子供たちが減少してきております。砂川市内の小中学校においても児童生徒数が減少していることを現状の中で皆さんも承知をされているのではないかと思います。そういった中からも、一部の学校においては複式学級にせざるを得ないといった場合もあったり、あるいは部活動もできないような状況の学校運営といった状況も今現在起きているところでもあります。そういったことも含めながら、砂川市としても教育委員会は平成30年度から市立小中学校の適正規模、適正配置の検討を開始をされたところであり、令和2年5月には砂川市小中学校適正配置基本計画の策定もされております。策定後は、保護者や地域の皆さんへの説明会を開催しているところであり、令和3年度からは砂川市立小中学校統合準備委員会並びに砂川市小中一貫教育推進委員会等の設置がされてきて、適正配置基本計画の具体的な協議へと動いて、今現在も動いているところでもあります。そういった中、小中一貫教育の推進ということでの義務教育学校については、今年4月の市民の皆様へパブリックコメントの実施をされ、砂川市義務教育学校基本構想が策定をされたところであり、このような少子化の中でも社会情勢も含めながら教育環境の変化に対応するためにも令和8年度の義務教育学校の開設を目指し、取り組んでいるところであると思っております。

今臨時会で提案されている補正予算は、令和6年度からの建設工事着手に向けて建設形態を検討するための調査を含む基本設計、実施設計の委託料であります。予算額についても、建設形態決定後に契約金額の変更が生じる場合には契約を変更することとなります。この設計委託では具体的な配置計画などの各種計画や建築詳細図面の作成、数量積算、小中一貫教育実施に向けて必要な施設環境の設計など、今後の工事着手に必要な予算であると思っております。私も質疑を通しながら教育委員会の考えも含めてこのたびの事業費についてもお聞かせをいただいたところでもあります。もちろん建設形態については基本構想においてもまだしっかりと決まっておりませんが、しかしながら今回の基本設計、実施設計を通しながらその建設形態についてもしっかりと調査検討して結果を出すといったこ

とでは、今年の12月末までを目指し、しっかりとやっていくという答弁をいただいたところであります。さらには、しっかりとした部分での基本設計、そして実施設計と進むことによってこれからの子供たちがしっかりと安全を確保された教育環境の中での学校施設となっていくのではないかと考えております。このようなことから、今後義務教育学校の開校に向けての必要な設計委託料でありますので、このたびの補正予算を原案のとおり可決すべきものと考えますので、議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上、賛成の討論といたします。

○議長 水島美喜子君 武田真議員。

○武田 真議員（登壇） それでは、私は議案第1号 令和4年度砂川市一般会計補正予算に対する修正案に対し賛成の立場で討論をさせていただきます。

義務教育学校建設事業は、将来における砂川市の子供たちの義務教育に関わる重要な案件であります。また、多額の事業費も予定されています。現在義務教育学校建設につきましては、本年4月に本構想が作成されたばかりです。しかし、その基本構想では、設計に一番大切だと思われる建設形態について、既存の校舎を改修し、小学校相当部分を増築していくものと既存の校舎を活用せずに新築するものの両論併記となっています。今後の建築形態については、本来未確定となっております。また、その他にも設備等については決定されていない重要事項が多くあります。義務教育学校建設については、まだ基本設計、実施設計に進める段階ではないと考えます。まずは、基本計画を策定する中で今ある諸問題をしっかりと議論し、基本計画案ができた段階でパブリックコメントの実施や市民説明会を開催するなど、多くの市民の皆さんのご理解を得た上で基本設計、実施設計に入るべきだと考えます。よって、今臨時会で提案された義務教育学校建設事業基本設計・実施設計委託の補正予算は時期尚早であると考えます。

以上を申し上げて修正案に対する賛成討論を終わります。

○議長 水島美喜子君 これで討論を終わります。

これより、議案第1号を採決します。

初めに、議案第1号の修正案について起立により採決します。

本修正案に賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

起立少数であります。

したがって、修正案は否決されました。

これより、議案第1号の原案について起立により採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長 水島美喜子君 以上で日程の全てを終了しました。

これで令和4年第3回砂川市議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前11時54分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和4年5月19日

砂川市議会議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員